

許認可等を必要とする主な業種

信用保証対象業種であって許認可・届出等を要する事業を営んでいる(又は、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(又は、受ける)ことが必要です。

なお、下表に掲げる業種については、申込時に許認可証(写)等を提出していただきます。

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
食 料 品 製 造 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	5 年を 下らない 期間
食 料 品 販 売 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	
飲 食 店 営 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	
建 設 業	国土交通大臣または知事の許可	建設法 (3 条)	5 年
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	道路運送法 (4 条)	5 年 (※ 1)
特 定 旅 客 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	道路運送法 (43 条)	—
自 家 用 有 償 旅 客 運 送 業	国土交通大臣の登録	道路運送法 (79 条)	2 年 (更新前 2 年又は 3 年)
事業者協力型自家用 有償旅客運送事業 (※ 2)	国土交通大臣の登録	道路運送法 (79 条)	5 年 (更新前 2 年又は 5 年) (※ 3)
一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法 (3 条)	—
特 定 貨 物 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法 (35 条)	—
旅 館 業	知事または市長の許可	旅館業法 (3 条)	—
古 物 営 業	公安委員会の許可	古物営業法 (3 条)	—
薬 局	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (4 条)	6 年
医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (12 条)	5 年又は 6 年 (※ 4)
医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業 (製造工程 のうち保管のみを行う場合を除く。)	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (13 条)	5 年又は 6 年 (※ 5)
医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業 (製造工程 のうち保管のみを行う場合に限る。)	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (13 条の 2 の 2)	5 年
医療機器・体外診断用 医薬品製造販売業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (23 条の 2)	5 年
医療機器・体外診断用 医薬品製造業	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (23 条の 2 の 3)	5 年
再生医療等製品製造 販売業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (23 条の 20)	5 年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (23 条の 22)	5 年
医 薬 品 販 売 業 (※ 6)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (24 条)	6 年
高度管理医療機器・特定 保守管理医療機器販売業	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (39 条)	6 年
高度管理医療機器・特定 保守管理医療機器賃貸業 (※ 7)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (39 条)	6 年
医 療 機 器 修 理 業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (40 条の 2)	5 年
再生医療等製品販売業	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律 (40 条の 5)	6 年
一 般 廃 棄 物 処 理 業	市町長の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7 条)	2 年
産 業 廃 棄 物 処 理 業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14 条)	5 年 (更新前 5 年又は 7 年) (※ 8)

許認可等を必要とする主な業種

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
特別管理産業廃棄物処 理	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年 (更新時5年又は7年) (※8)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣の許可	職業安定法（30条）	5年 (更新時5年)
病院、診療所、助産所	知事または市長の許可・届出	医療法（7条）	—
宅 地 建 物 取 引 業	国土交通大臣または知事の免許	宅地建物取引業法（3条）	5年
酒 類 製 造 業	税務署長の免許	酒税法（7条）	—
酒母・もろみ製造業	税務署長の免許	酒税法（8条）	—
酒 類 販 売 業	税務署長の免許	酒税法（9条）	—
第1種高圧ガス製造業	知事又は政令指定都市長の許可	高圧ガス保安法（5条）	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣または知事に登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—
労働者派遣事業	厚生労働大臣の許可	労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 (更新時5年)
家 畜 商	知事の免許	家畜商法（3条）	—
浄 化 槽 清 掃 業	市町長の許可	浄化槽法（35条）	期限を付することができる（隔年2年）
興 行 場	知事または市長の許可	興行場法（2条）	—
浴 場 業	知事または市長の許可	公衆浴場法（2条）	—
測 量 業	国土交通大臣に登録	測量法（55条）	5年
砂 利 採 取 業	知事に登録	砂利採取法（3条）	—
採 石 業	知事に登録	採石法（32条）	—
建 築 士 事 務 所	知事に登録	建築士法（23条）	5年
電 気 工 事 業	経済産業大臣または知事に登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年
自動車特定整備事業	地方運輸局長の認証	道路運送車両法（78条）	—
揮 発 油 販 売 業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—
揮 発 油 特 定 加 工 業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—
軽 油 特 定 加 工 業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—
住 宅 宿 泊 業	知事に届出	住宅宿泊事業法（3条）	—
接 待 飲 食 等 営 業 (※9)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	—
遊 技 場 営 業 (※10)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	—
クレジットカード業	経済産業大臣または経済産業局長の登録	割賦販売法（31条・35条の2の3・35条の17の2）	—
割 賦 金 融 業	経済産業大臣または経済産業局長の登録	割賦販売法（35条の3の23）	3年

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
金 融 商 品 取 引 業	財務(支)局長の登録	金融商品取引法 (29条)	—
投 資 助 言・代 理 業	財務(支)局長の登録	金融商品取引法 (29条)	—
投 資 運 用 業	財務(支)局長の登録または届出	金融商品取引法 (29条・63条・63条の9・附則3条の3)	—
商 品 先 物 取 引 業	農林水産大臣又または経済産業大臣の許可	商品先物取引法 (190条)	6 年
商 品 投 資 顧 問 業	農林水産大臣又または経済産業大臣の許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律 (3条)	6 年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	農林水産大臣又または経済産業大臣の届出	商品先物取引法 (349条)	—
商品先物取引仲介業者	農林水産大臣又または経済産業大臣の登録	商品先物取引法 (240条の2)	6 年
資 金 移 動 業 (第一種・第二種・第三種)	財務(支)局長の登録	資金決済に関する法律 (37条)	—
前払式支払手段発行者 (自家型発行者)	財務(支)局長の届出	資金決済に関する法律 (5条)	—
前払式支払手段発行者 (第三者型発行者)	財務(支)局長の登録	資金決済に関する法律 (7条)	—
金 融 商 品 仲 介 業 者	財務(支)局長の登録	金融商品取引法 (66条)	—
金 融 商 品 仲 介 業 者 (ただし、有価証券等仲 介業務を行うものに限る)	財務(支)局長の登録	金融サービス提供法 (12条)	—

- ※ 1 一般旅客自動車運送事業の許可のうち、「一般貸切旅客自動車運送事業」については、更新制度が導入されました。
- ※ 2 自家用有償旅客運送事業の一類型
- ※ 3 自家用有償旅客運送事業の登録の更新に際しは正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は3年です。(事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は5年)
- ※ 4 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造業販売業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造販売する許可については、有効期限は6年です。
- ※ 5 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する許可については、有効期限は6年です。
- ※ 6 「医薬品販売業」に係る許可区分が平成21年6月1日より、「店舗販売業」、「配置販売業」、「卸売販売業」の3つに変更されました。
- ※ 7 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- ※ 8 事業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する方は7年、それ以外の方は5年となります。
- ※ 9 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう。
- ※ 10 風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう。
- * その他の業種についても、場合によっては提出していただくことがあります。